

1 水路敷地占用料(令和7年4月1日改正)

種別		単位	改正前	改正後
工作物を設置する場合	第1種電柱	1本につき1年	1,200円	1,200円
	第2種電柱		1,800円	1,900円
	第3種電柱		2,500円	2,500円
	第1種電話柱		1,100円	1,100円
	第2種電話柱		1,700円	1,700円
	第3種電話柱		2,300円	2,400円
	その他の柱類		110円	110円
	鉄塔	占用面積1平方メートルにつき1年	2,100円	2,200円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	11円	11円
	水道管、下水道管、ガス管、地下ケーブルその他これらに類するもの	長さ1メートルにつき1年	45円	45円
			64円	65円
			96円	97円
			130円	130円
			190円	190円
			250円	260円
			450円	450円
			640円	650円
			1,300円	1,300円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2,100円	2,200円
工作物を設置しない場合	運動場、広場その他これらに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	16円	16円
	耕作地		農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日の前日において同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第23条第1項の規定に基づき千葉市農業委員会が定めていた小作料の標準額を勘案して市長が定める額	農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日の前日において同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第23条第1項の規定に基づき千葉市農業委員会が定めていた小作料の標準額を勘案して市長が定める額
	工事用材料置場	占用面積1平方メートルにつき1年	650円	640円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	160円	160円